

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年8月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、昭和59年8月25日に会社を退職し、直後の8月31日にA市役所において国民年金加入手続を行い、その場で保険料を支払った。加入日が月末なのに1か月分の保険料が必要だと言われ、不公平だと思った。

年金手帳にも被保険者となった日が、昭和59年8月31日と記載されているにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、昭和55年11月及び59年9月から国民年金に任意加入し、付加保険料も納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄の被保険者となった日が、「昭和59年8月31日、任」と日付印が押されている上、申立人は、「A市役所の窓口において保険料を納付した際、月末なのに日割計算されず、不公平だと思った。」と主張しており、事実、A市役所は、「本人が希望すれば、加入手続時に手書きの納付書を発行した。その当時の保険料の収納単位は1か月であった。庁舎内には銀行の派出所が置かれており、保険料納付は可能であった。」と回答していることから、納付意識の高い申立人が、加入手続の際、併せて申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月及び同年5月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時、A市B区に居住しており、B区役所の担当者から国民年金保険料の未納を指摘され、平成3年度分と4年度分の未納期間及び金額が記載された「メモ」を受け取った。

納付した時期や場所は覚えていないが、先に平成3年度分を納付し、その後4年度分を納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、オンライン記録により申立期間直前の6か月分の保険料が平成5年7月8日に過年度納付されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、A市B区役所職員が作成したとする「メモ」を所持しており、その「メモ」には納付済み6か月（平成3年10月から4年3月まで）及び申立期間の月額保険料・月数が記載されていることから、申立人が当該「メモ」に基づき申立期間も含め過年度保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から同年6月まで  
② 昭和49年9月から51年6月まで  
③ 昭和51年9月から53年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、母がA市役所B事務所（現在は、A市C区役所）において行ったと聞いている。保険料納付は、A市役所から納付書が送付されて来たので、母が納付書に現金を添えてB事務所において納付していた。母は既に亡くなっているため確認はできないが、生前、母から「おまえの国民年金保険料を納付していた。」と聞いているので、申立期間①及び③の保険料が未納、申立期間②は未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年10月29日に払い出されたことが確認でき、オンライン記録により、二つ目の国民年金手帳記号番号が、53年6月頃に払い出されたことが推認できる。

2 申立期間①について、申立人は、その母がA市役所B事務所において保険料を納付したとしているところ、特殊台帳により、申立期間①直後の昭和48年7月からの保険料を納付していることが確認できる上、その母は、36年4月から国民年金に加入し、14年6か月にわたる国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、納付意識が高かったことを考慮すると、申立人の母が現年度納付が可能であった申立人に係る48年4月から同年6月ま

での保険料を納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの過年度保険料については、A 市役所 B 事務所において納付することができない上、申立人は、「A 市役所 B 事務所以外での納付を行ったとする記憶は無い。」としており、ほかに過年度納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②について、申立人に係る特殊台帳の被保険者資格の取得及び喪失記録から、申立人が昭和 49 年 4 月 11 日に被保険者資格を喪失後、再取得した事実が確認できない上、申立人が所持する国民年金手帳（昭和 48 年 10 月払出しの国民年金手帳記号番号が表記）の「資格喪失」欄は、49 年 4 月 11 日と記載されていることが確認でき、年金手帳（昭和 53 年 6 月頃払出しの国民年金手帳記号番号が表記）の「国民年金の記録（1）」欄は、51 年 8 月 31 日を資格取得日として強制加入したことが確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

4 申立期間③について、申立人に対し、二つ目に払い出された国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 8 月 31 日を資格取得として強制加入しており、現年度納付が可能な昭和 53 年 4 月から保険料を納付していることが確認できるものの、その母から保険料をまとめて納付したことを聞いたことはないとするなど、申立期間③の保険料が過年度納付及び特例納付により納付されたとも考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が20万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から11年10月21日までの期間の標準報酬月額については、6年10月から8年12月までは20万円、9年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び10年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、11年1月から同年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から11年10月21日まで

平成11年10月21日付けで、勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったので、健康保険の任意継続手続のため、社会保険事務所に出向いたところ、同社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額で記録されていることが分かった。

その後「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間の標準報酬月額が給与明細書で確認できる支給額と大幅に違っていた。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が8万円ないし9万2,000円で記録されているが、私は、申立期間のうち、一部期間について

は給与明細書を保管しており、当該明細書において、毎月 20 万円ないし 26 万円の給与が支給され、支給額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成5年3月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 20 万円と記録されていたところ、同年11月4日付けで、同年3月1日に遡って随時改定が行われ、8万円に引き下げられたことが確認できる。

また、A社における申立期間当時の事業主は、「社会保険事務を担当していた専務から、『会社の経営が不振のため、社会保険の加入を止めようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額でいいから従業員の社会保険の加入は継続してはどうかとの勧めがあり、それに従った。』という話を聞いたことがある。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、平成5年3月1日の時点で、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員 35 人の標準報酬月額を調査したところ、35 人全員について申立人と同様に、同年11月4日付けで同年3月1日に遡って随時改定が行われ、標準報酬月額は8万円に引き下げられたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は、事実即したものととは考え難く、申立人について同年3月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年3月1日から同年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたところ、上記随時改定の事務処理が行われた日と同日の5年11月4日付けで、8万円に引き下げられたことが確認できる。

また、事業主は、上記回答を行っていることに加え、オンライン記録において、上記従業員 35 人全員の標準報酬月額が、申立人と同様に、平成5年11月4日付けで8万円に引き下げられたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの標準報酬月額の記録については、有効な随時改定とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、5年10月1日の定時決定を変更した処理は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、5年10月1日から6年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た

20万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間のうち、平成6年10月1日から11年10月21日までの期間について、申立人は、9年1月分から10年12月分まで(平成9年9月分を除く。)及び11年7月分から同年9月分までの給与明細書を所持しており、当該明細書によれば、9年1月から10年12月までの期間及び11年7月において、申立人に対しては、毎月20万円ないし26万円の給与が支給され、総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、申立人は、平成6年10月分から8年12月分まで、9年9月分及び11年1月分から同年6月分までの給与明細書は所持しておらず、各期間中に、申立人に対して支給された給与額及び厚生年金保険料控除額については確認できないが、5年10月の定時決定の際の標準報酬月額が20万円であること、及びオンライン記録では、給与明細書を所持している期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているにもかかわらず、上述のとおり総支給額及び厚生年金保険料となっていることを合わせて考えれば、各期間についても、少なくとも20万円の給与が支給され、同額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から11年10月21日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、6年10月から8年12月までは20万円、9年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び10年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、11年1月から同年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を130万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月31日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、平成15年8月分の賞与の記録が無いことが分かった。

平成15年8月分役員賞与の支給日は、一般社員の賞与支給日より遅かったことから、経理担当者が、社会保険事務所（当時）に届出をしなかったのではないかと考えられるので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所から提出された「平成14年度下期（H15/8）役員賞与・報酬支給明細表」から、平成15年8月分の賞与から標準賞与額130万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の平成15年8月分賞与に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料は納付していない。」としていることから、社会保険事務所は、標準賞与額（130万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年10月2日、資格喪失日に係る記録を44年1月4日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月2日から44年1月4日まで  
年金記録問題をきっかけに、自身の年金記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、A事業所を船主とする船舶に乗船していたので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立人は、A事業所を船舶所有者とするB丸に、昭和43年10月2日から44年3月7日まで通信士として乗船していたことが確認できる。

また、申立人が後任の通信士として記憶している元同僚は、「自分は、B丸で通信士をしていた。」と証言している上、当該元同僚が所持する船員手帳に記載されている雇入年月日とA事業所に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当該元同僚の被保険者資格の取得日はおおむね一致していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る船員保険被保険者名簿から、職務欄に通信士と記載されている元船員の一人が昭和43年10月3日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の雇入年月日とおおむね一致していることから、当該元船員は、申立人の前任の通信士だったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 43 年 10 月 2 日から C 事業所において船員保険被保険者資格を取得する 44 年 1 月 4 日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が後任の通信士として記憶している上記元同僚の昭和 44 年 3 月の A 事業所に係る船員保険被保険者名簿の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 10 月から同年 12 月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの期間、9年11月から10年6月までの期間、同年8月から11年4月までの期間及び14年8月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成15年4月から16年4月までの期間については、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年8月まで  
② 平成9年11月から10年6月まで  
③ 平成10年8月から11年4月まで  
④ 平成14年8月から16年4月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の記録が未加入又は未納とされていた。

申立期間①は、加入手続をしたにもかかわらず、納付書が届かず納付できなかったことから、「未納」と直すべきである。

申立期間②は、加入手続及び納付も行ったはずだが、仮に納付していないとしても「未納」と直すべきである。

申立期間③は、父が加入手続及び納付を行ってくれたはずである。

申立期間④は、平成15年3月まではきちんと納付を行い、同年4月からは収入が低いことで、申請免除を受理されているはずである。

このため、各申立期間が、未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の基礎年金番号は、従前の厚生年金保険記号番号が基礎年金番号として付番されたものであり、オンライン記録からも、申立人に対し過去に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間①及び②について、申立人は、A市役所において国民年金の加入  
手続及び保険料納付を行ったとしているが、A市役所作成の国民年金被保険  
者名簿が確認できないことから、申立人が、加入手続を行ったものとは考え  
難い。

また、申立期間③について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納  
付に直接関与しておらず、申立期間③の加入手続及び保険料納付を行ったと  
するその父は既に亡くなっているため、加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立期間①、②及び③について、オンライン記録では未加入期間  
となっていることから、納付書は発行されず保険料を納付することはできな  
かったものと考えられる。

3 申立期間④について、申立人は、平成 14 年度は申請免除が認められず保  
険料納付を行ったとしているところ、オンライン記録により、平成 14 年 4  
月から同年 7 月までの保険料が現年度納付されたことが確認できるものの、  
同年 8 月以降は保険料が納付された形跡はうかがえない上、15 年度以降につ  
いて申請免除が承認された記録は確認できない。

また、申立期間④は、平成 9 年以降の期間であり、年金記録管理業務のオ  
ンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機  
(OCR) による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等  
が生じる可能性は低くなった頃である上、平成 14 年度からは、国による保  
険料の直接収納が始まったことにより、更に、その可能性は低くなった。

4 氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡  
は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計  
簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付及び申請免除をうかがわせ  
る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断  
すると、申立人が申立期間①、②、③及び④のうち、平成 14 年 8 月から 15  
年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間④のうち、平成 15 年 4 月から 16 年 4 月までの期間につ  
いては、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から12年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、A社会保険事務所（当時）にまとめて納付したことを覚えている。

国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、オンライン記録により、国民年金の未加入期間となっていることから、納付書は発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、平成12年6月の厚生年金保険加入開始前に保険料を一括納付したとしているが、オンライン記録により、申立人に対して国民年金加入勸奨状が13年2月20日に作成されていることから、申立人が納付したとする時期は、引き続き国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間は、平成9年以降であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低くなった頃である上、申立期間の氏名検索によっても11年7月から12年6月までの期間を加入日とする別の基礎年金番号が付番された形跡は見当

たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間は、会社を退職して次の会社に就職するまでの期間であり、自分で国民年金の再加入手続をして保険料を納付した。保険料を全て納付していたはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に居住していたA市において、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、A市役所には、申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない上、オンライン記録においても未加入期間となっていることから、納付書が発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に申立期間が国民年金の被保険者期間として記載されていることから保険料を納付していたと主張しているが、当該欄は被保険者期間のみを示したものであり、保険料を納付した事実の裏付けとはならない。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、平成9年3月に勤めていた会社を退職したので、私の父がA町役場（現在は、B市役所C庁舎）において国民年金の加入手続を行った。

申立期間の保険料は、A町役場から納付書が送付されたので、父がその納付書に現金を添えて納付していたのは間違いなく、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父は、申立期間の保険料を郵送された納付書に現金を添えてA町役場において納付していたとしているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人に係る資格取得日が「平成7年7月27日」強制加入、資格喪失日が「平成8年3月11日」となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間は平成9年以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性が少なくなっていることを考慮すると、申立期間について、納付記録が失われたものとは考え難い。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月及び同年8月

「ねんきん特別便」が送付されたので内容を確認したが、申立期間が未加入となっていたため、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入が確認できないとの回答を受け取った。

私は、これまで職業を変えたときは、厚生年金保険から国民年金への切替手続を怠りなく行ってきたのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の適用事業所を退職した際には、国民年金への切替手続を怠りなく行ってきたとしているが、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄の「初めて被保険者となった日」欄には、昭和57年12月26日と記載されており、申立期間には国民年金に加入していた形跡はうかがえず、申立期間における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から11年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は20歳のとき、誰が手続をしたか覚えてはいないが国民年金に加入し、学生ではあったが、父が保険料を納付してくれていたと思う。

領収書等はないが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、詳細な記憶は無いため、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号が平成10年\*月\*日に付番され20歳到達日に国民年金の被保険者資格を取得しているが、納付の事実が確認できないため、保険料を納付したとする申立人の父に聴取しようとしたところ、協力が得られないことから、納付の事実を確認することができなかった。

さらに、申立期間は平成9年以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性が少なくなっていることを考慮すると、申立期間について納付記録が失われたものとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年1月までの期間及び8年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月から7年1月まで  
② 平成8年7月から同年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①及び②の保険料は、平成11年にA市役所（現在は、B市C区役所）の窓口において5万円ぐらいをまとめて納めた記憶がある上に、年金手帳の記録欄に申立期間①及び②が記載されていることから、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年にA市役所において申立期間①及び②の保険料として約5万円を一括納付したとしているが、この時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない上、オンライン記録により申立人の11年4月から同年7月までの保険料（合計5万3,200円）が同年6月及び同年7月に納付されたことが確認できることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間が、年金手帳の国民年金の記録欄に被保険者期間として記載されていることから、納付していたと思う。」と主張しているが、年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄は被保険者期間のみを示したものであり、保険料を納付した事実の裏付けとはならない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 4 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までは国民年金加入記録が確認できず、同年 4 月から 4 年 3 月までが申請免除期間であるとの回答を受け取った。

私が 20 歳になったときに、母が国民年金の加入手続を行い、大学を卒業するまで保険料をすべて納付してくれていたはずなのに、申立期間が未加入及び申請免除期間となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳に到達した際、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成 3 年 7 月から同年 9 月までの間に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの期間は国民年金未加入期間となっていることから、納付書が発行されず、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されており、申立人と同日に申請免除手続が行われ、免除が承認されていることから、申立期間のうち、平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までの申請免除期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年9月まで

60歳を前にして、自分の年金受給額を照会したところ、あまりにも金額が少ないことに驚いた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間は任意加入期間であるが、少ない収入ながらも将来のことを考え、頑張っただけで納付してきたはずなので、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後、自身でA市役所に出向き国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、最初の資格取得年月日が「昭和50年10月30日」、住所欄には「B県C市D町\*丁目\*番地」と記載されていることから、申立人がA市において国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号総括払出簿から、昭和49年12月から50年9月頃までの間にC市に払い出されたことが確認でき、特殊台帳の任意加入資格取得年月日が同年10月30日となっていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月頃に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時会社に勤務していたが、厚生年金保険制度が無かったので、母の勧めもあり20歳から国民年金に加入した。

国民年金の加入手続及び保険料納付については、母が行ってくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、「国民年金に加入した記憶はあるが、納付方法などは覚えていない。」としているため、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金関係欄が未記載となっており、オンライン記録においても国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年5月まで  
② 昭和54年6月から56年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①については、昭和54年4月に会社を退職した後、同年6月に入籍するまでの2か月間に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思う。また、申立期間②については、任意加入期間ではあるが、保険料を納付しているはずである。

このため、申立期間①及び②が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和62年8月頃A市B区に居住していたときに払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者となった日が「昭和62年6月5日」となっており、申立期間①についても、オンライン記録により、平成9年7月29日に未加入期間から未納期間に変更されていることから、申立期間当時、申立期間①及び②は未加入であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告

書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から62年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和60年10月頃に国民年金の案内を受け取り、その後、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、過去2年間分を遡って納付したことを覚えている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成元年8月頃に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、「昭和60年10月頃から過去2年間分の保険料を、現年度保険料と過年度保険料1か月分ずつ納付した。」と主張しているところ、オンライン記録から、平成元年10月以降、現年度及び過年度納付の事実が確認できるものの、申立人が記憶する納付時期とは相違している上、申立人が記憶している納付金額と実際の保険料額が乖離<sup>かいり</sup>していることなどから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金に加入した時期以降、毎月、保険料を納付していたとしているが、A市役所発行の国民年金保険料の納付書は、昭和55年度から63年度までは2か月単位で発行されているなど、申立人が主張する納付方法では納付することができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 1247

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から57年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

26歳のときに居住地の自治会長に国民年金の加入を勧められ、A市役所B事務所（現在は、A市C区役所）において、20歳に遡って加入し、未納保険料6万円ないし7万円程度を3回に分けて納付した。また、加入手続後の昭和55年10月からの保険料は、D銀行E支店で口座振替により納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和58年6月頃に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、「A市F\*丁目\*番地\*」の記載があることから、申立人が当該住所に異動した昭和57年8月\*日以降に、この手帳が交付されたものと考えられる上、D銀行保管の「A市国民年金保険料口座振替依頼書」により、申立人が当該依頼書をD銀行E支店に提出したのは58年7月27日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として、6万円ないし7万円程度を3回に分けて納付したとしているが、国民年金被保険者台帳（紙台帳）により、昭和57年度の保険料を57年7月11日から同年12月11日の間に6回に分けて納付していたことが確認できる上、同年度の合計納付保険料額は6万2,640円であり、申立人が納付したと記憶する金額とほぼ一致することから、申立期

間の保険料が申立人の主張どおりに納付されたものとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

A市役所の中年の女性職員が国民年金制度の広報のため個別訪問に来たので、説明を受け加入した。国民年金手帳を受け取り、A市役所の集金人に保険料を納めると赤い領収印を手帳に押してくれた。当時の給料は1万円ぐらいで夫婦二人分の保険料200円を払うのも、もったいない気がしたが、年金をもらうときが来たら人並みに掛けておいた方が良いと判断し、保険料を納めてきた。当時の国民年金手帳は保管していないが、領収印が6個押されていたことを記憶している。

昭和37年4月に現住居地に引越をしたため、集金人は来ず保険料納付は中断したが、引越前である申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和36年1月26日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるほか、特殊台帳により、昭和36年度の保険料は合計6か月間の納付が確認できるものの、対象月については不明であり、A市役所作成の国民年金被保険者名簿は存在しないことから、申立期間の納付状況が不明である。

また、申立人は申立期間の保険料納付について、「昭和37年4月に現住居地へ移動する前は、A市の集金人に夫婦二人分を納めて国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。その手帳にあった押印は夫婦の手帳とも6個であったと

記憶している。」としているところ、申立人の夫のオンライン記録及び特殊台帳により、昭和36年度は合計6か月間が納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人のオンライン記録が昭和36年4月から同年9月までの保険料が納付済みになっていることについて、日本年金機構Bブロック本部C事務センターによれば、「6か月分の納付は確認できるものの、年度内のどの月分が納付か不明であったことから、オンライン記録（納付Ⅱ）に収録する際に、4月から9月までを納付済期間としたものと思われる。」としている。

一方、申立人は当該期間の保険料納付について、「夫がA市役所において納めていたはずである。」としているが、その夫は既に亡くなっており、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年3月までの期間及び46年10月から52年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から45年3月まで  
② 昭和46年10月から52年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①については、私が20歳になったとき、父が国民年金加入手続きを行い保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私自身が再加入手続きを行い保険料は銀行で納付したと記憶している。

それにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年7月22日に払い出されたことが確認できる上、国民年金被保険者台帳（紙台帳）及び申立人の所持する年金手帳においても「昭和52年6月1日(任)」として初めて国民年金の被保険者となったことが確認できることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父は、既に亡くなっているため証言を得ることができない上、申立人の国民年金再加入手続き等に関する記憶は曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申

立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取り、申立期間が未加入期間とされていると知った。その後、「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び保険料納付が確認できないとの回答を受け取った。

私自身が、A市役所において任意加入の手続を行ったときに「今までの未加入期間も遡って保険料を納付したいが、保険料はいくらになるか。」と尋ねたところ、A市職員から「これから先、まだ25年払えるから大丈夫。」と言われたので、35歳になる昭和43年から任意加入をしたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者台帳（紙台帳）により、昭和47年4月1日に任意加入をしたことが確認でき、申立期間は、任意未加入期間であることから、遡って保険料を納付することができない。

また、申立人は、年金の受給資格期間である25年を確保するため、35歳になる昭和43年から国民年金に任意加入したとしているが、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は任意未加入者であることから、年金受給権確保のために同年から国民年金に加入し、保険料を納付する必要はなく、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年1月までの期間及び10年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から9年1月まで  
② 平成10年8月から11年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間当時は、大学在学中で上京していたため、国民年金加入手続及び保険料納付については、父がA町役場（現在は、B市役所C支所）において行ってくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録により、平成11年2月24日に付番されており、この時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない上、9年1月の保険料については納付が可能であったものの、同年2月から10年3月までの保険料が11年3月9日に一括納付されたことが確認できることからすると、9年1月の保険料のみを11年2月中に納付したとは考え難い。

また、申立人は申立期間②について、「平成11年9月から、毎月払う保険料のほかにお金に余裕がある時は過去の未納分を納めていた。」としているところ、オンライン記録により、申立期間②直前の平成10年4月から同年7月までの各月の保険料が、11年11月から12年2月までの期間に現年度保険料と一緒に納付されていたことが確認できるものの、12年3月及び同年4月の保険料

が現年度納付ではなく、14年1月10日に納付されていることを考慮すると、申立期間②の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、保険料納付期間は平成9年以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低くなった頃である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から51年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、19歳から建築事務所に勤務し、国民年金には加入しないまま過ごしてきたが、昭和50年3月、結婚をきっかけに国民年金に加入しようと思いい、A市役所裏の別の建物で加入手続を行い、20歳からの未納保険料分を遡って納付したことを覚えている。

それにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年4月14日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和50年3月に国民年金の加入手続を行った際、20歳まで遡って保険料を納付したとしているが、その時期は第2回特例納付期間中ではあるものの、その時点で遡って納付できる保険料額は、5万5,800円であり、申立人が納付したと主張する20万円ないし30万円とは大きく乖離<sup>かいり</sup>している。

さらに、申立人が自身の国民年金手帳記号番号払出日以降に申立期間の保険料を納付したとすれば、第3回特例納付期間に行ったこととなるが、申立人は「保険料を納付したのは昭和51年だと思ふ。53年頃には納付した心当たりが無い。」としている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申

立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から60年12月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和53年3月にA大学を卒業し、同年4月にB地方の専門学校に入学したが、住民票はC市からB地方に異動しておらず、父が同年4月にC市役所において国民年金の加入手続をしてくれた。その後、昭和63年6月にC市DにあったE病院（当時）に就職するまで無収入だったので、F銀行G支店において父名義の口座から口座振替により納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに到底納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和61年9月頃に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間における保険料の納付方法としてF銀行G支店のその父名義の口座から口座振替で納付していたとしているが、同行が保管する「C市国民年金保険料口座振替依頼書（昭和61年11月17日受付）」により、申立人の母名義の普通預金口座から申立人の保険料の口座振替手続が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日欄が「昭和53年4月1日」と記載され、国民年金の記録（1）欄の被保険者期間が「昭和53年4月1日から63年6月10日」までと記入されていることをもって、申立期間の保険料納付の事実を主張しているが、当該期

間は国民年金被保険者期間のみを示したものであり、保険料納付を行った事実の裏付けとはならない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から54年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続及び加入後の保険料については自分で納付していたが、保険料をまとめて納付したことは無い。しかし、私が国民年金の加入手続を行った直後に、母から私の20歳以降の保険料として28万円から30万円を一括納付したと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を遡って一括納付したとする申立人の母は、既に亡くなっているため納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年6月15日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、既に第3回特例納付実施期間が終了していることから、申立人が主張する納付方法により保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 4 月 25 日まで  
② 昭和 35 年 6 月 28 日から同年 10 月 4 日まで  
③ 昭和 39 年 1 月 9 日から同年 3 月 3 日まで

年金記録問題をきっかけに、自身の年金記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①当時は、A事業所を船主とする船舶に、申立期間②当時は、B社を船舶所有者とする船舶に、申立期間③当時は、C社を船舶所有者とする船舶にそれぞれ乗船していたので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、A事業所を船舶所有者とするD丸に、昭和 35 年 2 月 1 日から同年 4 月 25 日まで乗船していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は既に亡くなっている上、上記船員手帳の「船長の住所氏名」欄に氏名が記載されている元船員は、「所持する船員手帳の記録から、D丸には、昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 4 月 21 日までの期間乗船していた。」と証言しているところ、A事業所に係る船員保険被保険者名簿から、当該元船員が、申立期間①より後の昭和 35 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できることから、当該事業所では、必ずしも乗船と同時に船員を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る船員保険料を控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、B社を船舶所有者とするE丸に、昭和35年6月28日から同年10月4日まで乗船していたことが確認できる。

しかしながら、B社は既に解散しており、申立期間②当時の代表取締役は既に亡くなっている上、同社が解散した当時の代表取締役は、「B社は、F社の別会社として設立された。運営は同社が行い、経理事務担当は同社の事業主の妻だった。関係書類は、同社に保管してあったが、現在は何も残っていない。」と回答していることから、申立期間②における申立人の船員保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C社が所有するG丸に勤務していた。」と申し立てているところ、C社の代表取締役であるH氏に係る船員保険被保険者名簿には、「I丸」及び「J丸」と記載されていることが確認できる上、申立人は、同社の取締役の一人の氏名を記憶していることから、申立人が同社が所有する船舶に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、C社に係る商業登記簿から、同社の本店及び支店の所在地は、それぞれK県L市及びM県N市であることが確認できるところ、両県内の年金事務所に保管されている同社及びH事業所に係る船員保険被保険者名簿から、いずれも、同社及びH事業所は、申立期間③より前に船員保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、事業主は既に亡くなっている上、申立人は、申立期間③において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間③に係る船員保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人のいずれの申立期間についても船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月 21 日から 25 年 2 月 28 日まで  
「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
私は、辞令により、昭和 24 年 11 月 20 日から A 社 B 事業所で勤務したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社 C 事業所及び同社本社の辞令から、申立人が昭和 24 年 11 月 20 日付けで A 社 C 事業所から同社 B 事業所に転勤していることが確認できる上、申立人は、「昭和 25 年頃に同社 B 事業所では、D を改造して E を製作しようとしていた。」と主張しているところ、F 研究所 2001G 選書 1 「日本の E の歩み」における記載から、期間は特定できないものの、申立人が同社 B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A 社 B 事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できず、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、H 県 I 区 J 町に所在していた A 社という名称の適用事業所が確認できるものの、同社に係る同名簿において、申立人の氏名は確認できない上、同社は昭和 26 年 3 月 26 日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であることから、申立人の A 社 B 事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、「A 社 B 事業所に勤務していた当時の同僚の氏名を記憶していない。」としていることから、当時の同僚に照会することができない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

A社の元事業主が理事長を務めているC社が発行した在職証明書を所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する在職証明書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、通常3か月間の試用期間を設けていたが、当該期間において、従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは、資料が保管されていないため不明である。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立期間前後にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員5人に照会したところ、このうちの1人は、「採用日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致している。」と証言している一方で、その他の4人は、「試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していない。」と証言しており、いずれも厚生年金保険被保険者資格を取得する2か月ないし10か月前に入社した旨証言している。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間当時、新規採用者については、採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、採用してから一定期間経過後に加入させる取扱いを行っており、申立人も同様の取扱いであったことが

うかがわれる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、自分の記憶している給与額と比べて低額となっていることが分かった。

A事業所には、給与は固定給で毎月20万円との条件で就職したので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、申立人の平成4年10月の標準報酬月額は19万円であることが確認でき、当該標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

また、A事業所は、「申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除しており、申立人の申立てどおりの厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A事業所が加入していたB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届において、申立人の平成4年10月の標準報酬月額は19万円であることが確認でき、当該標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1296 (事案 1079 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 30 日から 37 年 3 月 26 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

その後、申立期間当時に勤務した事業所は、A社B出張所ではなく、C県D郡E町に所在するF事業所であったことに加え、一緒に勤務した元上司の名字及び元同僚の氏名を思い出したので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「昭和 34 年 1 月 10 日から 37 年 3 月 26 日まで、A社B出張所に勤務し厚生年金保険に加入していた。」として当初の申立てを行っている。

しかしながら、A社の給与厚生関連業務の事務代行を行っているG社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していること、同社H部I課の担当者は、「当社が手掛けたJ所新設工事の現地工事関係者の氏名が記録されている社員名簿には、申立人の氏名は見当たらない。」と証言していること、申立人が申立期間当時、A社に勤務していた従業員として名字を記憶している二人は、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できず、所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができないことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時に勤務した事業所は、A社B出張所ではな

く、C県D郡E町に所在するF事業所であったことに加え、一緒に勤務した元上司の名字及び元同僚の氏名を思い出したとして再申立てを行っているが、オンライン記録から、C県内に所在するF事業所という名称の事業所が1社確認できるところ、当該事業所は昭和55年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、元事業主は、「昭和56年にF事業所は倒産し、現在、事業所は存在しておらず資料が保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人が、申立期間当時、F事業所において一緒に勤務したとする元上司及び元同僚は、既に亡くなっているか、その所在が不明であることから、照会することができない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 30 日から同年 12 月 31 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支店に在籍期間中の申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、改めて社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 20 年 7 月にC陸軍航空隊に入隊するために一旦D地方に帰ったが、A社の社長からは、「A社に帰ってこいよ。」と言われ、同社B支店長からは、「給与は出征中も支払っておく。」と言われたと記憶している。

戦後、Eを命ぜられて昭和 20 年 12 月にD地方に帰郷したが、それまでの期間はA社に籍があったと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C陸軍航空隊に入隊するために一旦D地方に帰ったが、A社B支店長の発言内容から、昭和 20 年 12 月までは同社に籍があり、厚生年金保険に加入していたと思う。」と申し立てているが、A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、当該事業所は昭和 20 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に亡くなっており、当該被保険者名簿により、同支店において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員はその所在が確認できないことなどから、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と違っていることが分かった。

オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は 26 万円となっているが、実際に支給されていた給与額は月額 32 万円程度であったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社は、平成 8 年 1 月分から 12 年 12 月分までの申立人に係る給与集計表を保管しているところ、当該集計表から、申立期間のうち、8 年 10 月 1 日から 9 年 1 月 1 日までの期間については、「社保」欄に記載されている金額が、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と健康保険料の合計額を上回っていることが確認できる一方で、当該期間において、申立人に対しては、給与が支給されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 9 年 1 月 1 日から 13 年 1 月 1 日までの期間については、上記給与集計表において、申立人の給与から、オンライン記録上の

標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成13年1月分から14年9月分の給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は26万円であることが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額の記録と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 50 年 1 月から B 社（現在は、A 社）に勤務しているが、所持する健康保険被保険者証の資格取得年月日は同年 1 月 1 日となっており、厚生年金保険にもそのときから加入していたのではないかと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る社員カードの記録から、申立人が申立期間において、B社に臨時社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当時の給与に係る資料が現存しないため、申立期間の保険料を給与から控除したかどうかは不明である。」と回答しているところ、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書から、B社が、C健康保険組合に対しては、申立人の健康保険被保険者資格取得日を昭和 50 年 1 月 1 日とする届出を行ったことが確認できる一方、社会保険事務所（当時）に対しては、厚生年金保険被保険者資格取得日を同年 4 月 1 日として届出を行ったことが確認でき、当該資格取得日は申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日及びオンライン記録における資格取得日と一致している。

また、オンライン記録から、申立人が、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 50 年 4 月 1 日と同一日に被保険者資格を取得したことが確認できる 6 人の従業員について調査したところ、このうちの 5 人は正社員と

して採用された一方で、残りの1人については、申立人と同様に臨時社員として採用されたことが確認できる。

さらに、正社員として採用された上記5人はいずれも、採用と同時に健康保険被保険者資格及び厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、臨時社員である残りの1人については、申立人と同様に、昭和50年1月1日に採用されており、健康保険被保険者資格は採用と同時に取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者資格の取得日は採用日から3か月後の同年4月1日であることが確認できることから、B社は、申立期間当時、臨時社員として採用した従業員については、採用時には健康保険にのみ加入させ、採用してから3か月を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から39年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時実際に支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が、1万2,000円と記録されているが、3年もの間、昇給しなかったことは無い。

申立期間当時の給与明細票を提出するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持するA社における給与明細票から、申立人の給与総支給額は、各月9,750円ないし2万9,150円であったことが確認できるが、当該給与明細票において、健康保険料と厚生年金保険料が合算して控除されていることが確認できるところ、当時の保険料率を基に算定した厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と概ね一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見

当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年11月1日まで  
年金記録を確認するため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

当時の永年勤続表彰状が見つかり、申立期間中にA事業所に勤務していたことを証明する資料となると思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する永年勤続表彰状及びオンライン記録により、申立人がA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和35年11月1日と同一日に被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員の証言から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の事業主は亡くなっている上、当時の資料は保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたか不明である。」と回答していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から、A事業所は昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、上記元従業員は、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年11月1日からであり、それまでは給与から保険料は控除され

ていなかった。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 43 年 9 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A事業所(現在は、B社)に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する労働者名簿の記録から、申立人は、昭和40年2月26日から43年9月7日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和44年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立期間の保険料は控除していない。」と回答している上、オンライン記録から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年9月1日と同一日に、当該事業所において厚生年金保険に加入したことが確認できる元従業員のうち3人は、「申立期間当時も、自分はA事業所に勤務していた。当時は、当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入していた。」と証言しているところ、いずれの元従業員についても、申立期間中は、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間⑥について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 3 月初めから同年 3 月 8 日まで  
③ 昭和 38 年 3 月から同年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 39 年 3 月から同年 4 月 1 日まで  
⑤ 昭和 40 年 3 月から同年 4 月 1 日まで  
⑥ 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所(昭和50年2月1日に、B社に名称変更)に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑤までが厚生年金保険被保険者期間となっていない上、申立期間⑥の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額であることが分かった。

申立期間①から⑤までについて、A事業所には、いずれも3月初め頃から勤務していたと記憶しているので、申立期間①から⑤までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間⑥について、標準報酬月額の記録が相違していると思われるので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「中学校を卒業してからすぐに就職した。」と申し立てているところ、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっている上、オンライン記録から、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「申立人は、昭和34年の春、中学校を卒業した直後に家事手伝いとして事業主の家に来た。申立人とは、その数か月後の夏からC工場と一緒に働いた。」と証言していることから、申立期間①における申立人の勤務実態を確認することができない。
  
- 2 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、「A事業所では、12月中頃に一旦工場を解雇されて、翌年の3月初め頃から工場で働いていた記憶がある。冬期間は失業保険を受給していた。」と申し立てているところ、上述のとおりB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も亡くなっており、同社に照会できないことから、申立期間③、④及び⑤における申立人の勤務実態を確認することができない。
  
- 3 申立人は、申立期間①、③、④及び⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。
  
- 4 申立期間②について、オンライン記録から、申立人は昭和37年3月8日にA事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「3月初めには、除雪をしながら工場を再開していた。」とし、同年3月初めから同年3月8日までを申立期間②として申立てを行っている。

しかしながら、上述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も亡くなっており、同社に照会できないことに加え、オンライン記録から、上述の元従業員も申立人と同様に、昭和37年3月8日に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、その他の元従業員については、亡くなっているか所在が確認できず、申立期間②における申立人の

勤務実態を確認できないことから、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

- 5 申立期間⑥について、申立人は、申立期間⑥の標準報酬月額の変動について申し立てているが、上述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も亡くなっており、同社に照会することができない上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、商業登記簿から、申立人は平成10年3月から12年2月までの期間B社の監査役となっていることが確認できるが、同社が会計事務を委託していた経理事務所が保管する平成10年から12年までの「役員報酬手当・人件費の内訳書」により、同社の役員全員の報酬額が申立期間⑥において減額されていることが確認できる。

さらに、上記内訳書に記載されている申立人に対して支給された報酬年額とオンライン記録から推定した申立人に係る報酬月額の年間合計額との間に大きな差異は見られないことから、B社は、申立期間⑥について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行っていたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑥についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月から19年4月まで

申立期間について年金事務所に照会したところ、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないとの回答を受け取った。

私は、A社所有のB丸に乗船していたが、昭和17年7月に同船が沈没し、帰国後は、陸上で本船係（入港した船舶に係る積荷の状況及び補充する薪水の量の確認や乗組員の家族への連絡等の業務）の仕事をしていた。

申立期間において、A社は合併によりC社となり、さらに合併によりD社と社名は変わったが、この間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の娘が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の娘は、申立人が生前記載したとする申立期間当時の勤務等に関する記録を保管しているところ、当該記録は具体的であり、社史等とも一致することから、申立人は、申立期間当時、A社（その後、合併によりC社、D社と社名変更）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人は、上記記録において、「本船係」の業務についていたと記載していることから、申立人は、申立期間に事務職員として勤務していたことがうかがえ、労働者年金保険の被保険者資格を取得できる対象者ではなかったことが推認できる。

また、申立人の娘が申立期間当時の申立人の上司としてその氏名を挙げてい

る元従業員は、D社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和19年10月1日と同一日に資格を取得したことが確認できるが、オンライン記録において、その前の期間について、労働者年金保険の加入記録は確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、当時支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

私は、A社で社会保険事務を30年以上担当していたが、申立期間当時は、月額34万円の給与が支給されていた。退職直前に給料が2回下がったことは記憶しているが、それ以外で給料が下がったり、長期に休んだ記憶は無く、申立期間の標準報酬月額が下がることは考えられないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間中の給与支給額は、各月28万3,369円ないし34万9,345円であったことが確認できる一方、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、事業主が申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会

保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間中、A社に勤務していたが、同社の親会社は、私の夫の実家が経営していたB社であった。申立期間当時、給与はB社から支給されており、A社の事業主から、「あなたは、B社で厚生年金保険に加入している。」と聞かされていた記憶があるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及びB社の元代表取締役の証言から、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の元代表取締役は、「B社が、申立人の給与から保険料を控除したかどうかは不明である。」と回答している上、申立人及びA社の元代表取締役のいずれもが、申立期間当時、B社において社会保険事務を担当していた元従業員として同一の名字の者を挙げているところ、当該元従業員は既に亡くなっているため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間当時、申立人の夫はB社で厚生年金保険に加入していることが確認できること、その夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、その被扶養者として申立人が記載されている上、備考欄には「47.5.13」と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、その夫の被扶養者であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社における元従業員の名字を挙げているところ、オン

ライン記録から、同社及びB社において、当該名字の被保険者は確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 10 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A職種の修業を兼ねてB免許を取得するために、C社に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 10 日まで、D業種であったC社に勤務していた。」と申し立てているところ、雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和 43 年 4 月 8 日から 45 年 5 月 30 日まで、C社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D業種は、厚生年金保険が強制的に適用される業種ではなく、オンライン記録から、C社は平成 5 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社の元事業主の妻は、「申立期間当時、少なくとも家族の者は厚生年金保険には加入していなかった。平成 5 年にE地区に移った後は、わずかな期間でしたが加入していたと思います。」と証言しているところ、オンライン記録から、申立期間において、元事業主及びその妻は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。